

総管管第42号
平成14年12月27日

各府省官房長等 へ

総務省行政管理局長

行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示決定等
及び情報公開審査会への諮問の早期実施について

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の施行に関して、一部に、法定の期限を超えて開示決定等を行っている事例や、不服申立てを情報公開審査会へ諮問するまでに相当長期の期間を要している事例がみられる。

このため、各行政機関におかれては、同法の施行管理を的確に行い、同法の趣旨を踏まえ、事務処理の迅速化、適正化を図られたい。